

沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟 第11回 裁判前学習会

憲法の 平和的生存権 と抵抗権

沖縄高江では・?

憲法の保障する基本権を
国家が侵害する時

それに抗うことは
「権利」であり「義務」である

当訴訟弁護団 中谷雄二 弁護士

3/13
中止延期
から
再び

本年3月13日に予定され、講師急病のため中止・延期とされた第11回裁判前学習会をあらためて開催いたします。当日は連絡が行き届かず、多くのみなさまにご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。今学習会では2/7 第8回頭弁論で展開された重要論点をわかりやすく解説します。私たちの大切な権利「抵抗権」について学び、語り合いましょう。ぜひご参加ください。(どなたでもご参加いただけます)

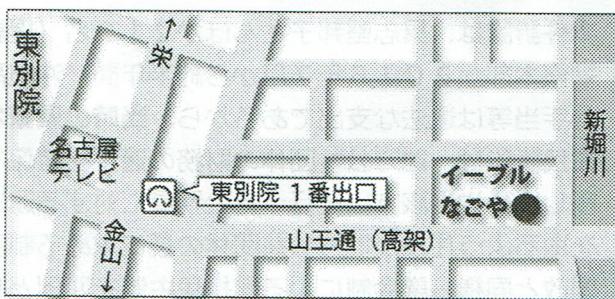
2019年5月31日(金)

18:30~20:30 開場 18:00

イープルなごや 視聴覚室

地下鉄「東別院」下車1番出口から東へ徒歩3分

資料代:500円



主催: 沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会

〒453-0811 名古屋市中村区太閤通4-65 日進ビル2階

☎ 080-9487-0391 FAX 052-872-6919

E-mail aichi.okinawa.soshō@gmail.com HP: <https://aichi-okinawa-soshō.jimdo.com/>



日本国憲法は抵抗権行使の体系

(大脇雅子弁護団長から渡された古い資料、そこには)・・・なんなんと、**日本国憲法というのは、抵抗権行使の体系としてとらえるべきだ**ということを、僕も弁護士になって長いこと、30年

以上経つんですが、初めてわかり抵抗の義務を課して、そういうものとして日本国り、そのことを初めて知ったいというのはまさに、「抵

ました。「あ、そうなんだ」と。実は、**国民には公務員には抵抗の義務を課してゐるんだ、憲法をとらえるべきだ**という議論がされておて、そうとらえた時に、**沖縄の人たちの闘抗権の行使**」そのものではないかと。しかも非暴力で、不服従の闘いをずっと続けてることに対しては抵抗権行使として評価するしかないだろう、と。それに対して、裁判所、公務員である裁判所は、憲法秩序を守る立場にあるんだから、抵抗の責務を果たせ、つまり、それを正しく憲法秩序の中で位置づけるべきだと。こういうことについて、抵抗権の行使が現実化する意味、というのを、どんな場合かというのを、樋口陽一教授が言っています。これは、**憲法秩序が、徐々に崩壊させられる時にこそ、意味を持つんだ**、ということです。

まさに今じゃないか。今、この時に抵抗権の行使ということをしなければならないし、している者に対してちゃんと評価をすべきだ、というのが、準備書面 19 で述べたところであります。2/7 第 8 回口頭弁論報告集会にて

中谷雄二弁護士 1955 年生まれ。立命館大学法学部卒。名古屋第一法律事務所等を経て、1989 年、名古屋共同法律事務所を設立。湾岸戦争戦費負担違憲訴訟、PKO カンボジア自衛隊派遣違憲確認訴訟、名古屋三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、イラク自衛隊派遣差止訴訟などの弁護士として活躍。自由法曹団常任幹事、「安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会」共同代表。

沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟 とは 2017/7/26 名古屋地方裁判所に提訴

本件訴訟は、具志堅邦子さんほか 210 名（提訴後、2 名取り下げ）が、**愛知県知事大村秀章氏** を被告として、愛知県警察本部が 2016 年 7 月から約半年間、沖縄高江に機動隊を派遣したのは警察法違反であり、機動隊員の給与、時間外手当等は違法な支出であるから、**当時の県警本部長** に対して損害賠償を請求せよと求めた**住民訴訟**です。

住民訴訟は、地方公共団体の財務の適正を確保するため、違法な税金の支出等の差し止めや当該支出を行った公務員に対する返還請求、損害賠償を求める手続を取りよう住民が地方公共団体の長に求める制度です。本来、地方政治は、国政と同様、議会制による間接民主制を原則としていますが、その例外として**直接民主制的な権利**を住民に付与したもののです。住民訴訟は、これまで公務員の「カラ出張・ヤミ手当」、公共事業に関する入札談合による工事費水増し等の不正行為を是正する役割を果たしてきました。

■ ■ 今後の予定 ■ ■

7/17 (水) 第10回口頭弁論 7/18 (木) 第11回口頭弁論

高江の森の小さなのち
リュウキュウウラボシシジミ
© アキノ隊員